**第十号書式**（第七十一条、第七十七条、第八十三条関係）

契　約　一　覧　表

平成何年何月分

| 件名又は品目 | 契約年月日 | 契約金額 | 契約方式 | しゅん工又は納入期限 | 施行又は納入場所 | 相手方住所氏名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 円 | | | | | |
| 合　計 | | | | | | | |

参　考

1　この表は、1件100万円を超える契約について作成すること。

2　物品購入契約については、「備考」欄に品目別数量及び単価を付記すること。

**附　則**

1　この規則は、平成二十八年四月一日から施行し、この規則による改正後の計算証明規則の規定は、平成二十八事業年度分以降の計算証明について適用する。

2　平成二十七事業年度分までの計算証明については、なお従前の例による。

3　この規則による改正前の計算証明規則第六十九条の規定に基づく計算証明に関する指定（独立行政法人、国立大学法人等及び株式会社の会計に関するものを除く。）は、この規則の施行の際、改正後の計算証明規則第十一条及び第八十五条の規定に基づき指定されたものとみなす。

**○会計検査院規則第二号**

会計検査院法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院法施行規則の一部を改正する規則

会計検査院法施行規則（昭和二十二年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第六項中「事務」の下に「（次条第二項に規定する事務を除く。）」を加える。

第十二条の二を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

**第十二条の二**　官房に、サイバーセキュリティ・情報化参事官一人を置く。

サイバーセキュリティ・情報化参事官は、命を受け、事務総局の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

**附　則**

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 告　示

**○財務省告示第八十四号**

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

| 国債の名称 | 記号 | 額面金額の総額 | 買入価額の総額 |
|---|---|---|---|
| 個人向け利付国庫債券（固定・三年） | 第三十四回 | 二億三千百七十四万円 | 二億三千百六十四万七千六百八十六円 |
| 〃 | 第三十五回 | 一億七百八十二万円 | 一億七百七十七万七千五十六円 |
| 〃 | 第三十六回 | 七千二百三十五万円 | 七千二百二十八万八百三十二円 |
| 〃 | 第三十七回 | 一億六千三十六万円 | 一億六千十八万千百五十円 |
| 〃 | 第三十八回 | 二億六千九百八万円 | 二億六千八百七十七万九千九百円 |
| 〃 | 第三十九回 | 二億九千九百九十七万円 | 二億九千九百六十八万三千二百四円 |
| 〃 | 第四十回 | 二億千九百十七万円 | 二億千八百九十七万七千九百四十二円 |
| 〃 | 第四十一回 | 四億七千六百七十八万円 | 四億七千六百四十万百三十二円 |
| 〃 | 第四十二回 | 一億二千四百二十万円 | 一億二千四百十万千六十円 |
| 〃 | 第四十三回 | 三億九千八百二十四万円 | 三億九千七百九十八万六千百九十四円 |
| 〃 | 第四十四回 | 二億六千五十一万円 | 二億六千三十二万三千二百三十八円 |
| 〃 | 第四十五回 | 三億五千四百六十五万円 | 三億五千四百四十二万三千九百七十四円 |
| 〃 | 第四十六回 | 三億六千二百七十五万円 | 三億六千二百五十四万七千七百二十八円 |
| 〃 | 第四十七回 | 二億七千三百三十七万円 | 二億七千三百十九万五千七百九十四円 |
| 〃 | 第四十八回 | 二億七千六百八十九万円 | 二億七千六百七十一万三千五百十八円 |
| 〃 | 第四十九回 | 二億七千四百二十一万円 | 二億七千四百五万七千百十六円 |